

平成29年2月23日

請求人 三井 環

亀谷直人から、三井環に対する手紙の内容（甲第38号証）

*印は、三井環が注釈したもの

①、17頁

「三井から渡真利に2百万の出資を受けたと聞く」 三井は利子は要らんというので、その分を飲食代で支払うと云うので、その分を飲食代で支払うと云っていたと口走っていた。

*本来は、利息がわりの個人的な接待であるのに、大坪弘道検事は、これを職務に関する接待であるとして、渡真利から虚構のストーリーを作り上げて、贈収賄で起訴し、裁判所もこれを認定した。

②、21頁～49頁(横山事件)

「三井ありきたりの返事」 暫く後、渡真利からのメールで、三井の返事が届いたが、弁当の事も、六法全書で判る程度で、岡山の事件も同様に、大阪の事件は判らんと云っていたとの事で、渡真利もメールの最後尾に、三井は役に立ちまへんなと、打っていた。横山には、返事のしようがなかったが、三井に聞かへんでも判る法律の仕組み程度の、三井のセリフを伝えておいたが、横山は一応、有難うございましたと返事をしていた。

49頁

「三井に頼んだ横山の前歴照会」 野口が横山からの前歴照会の事を問うた為、渡真利へメールで、三井へ聞かしたが、横山が知りたい肝心の事はなく、六法全書でも判るような、ありきたりの返事で、渡真利も、メールに、三井は役に立ちまへんなと、打っていたと返答しておいた。

*三井環は、刑事事件で、上記のような便宜供与はない旨、主張したが、大坪弘道検事は横山事件が「便宜供与」であると虚構のストーリーを作り、判決もこの事案を贈収賄の便宜供与であると認定した。

亀谷直人のこの手紙により、三井環が当初から主張していた「便宜供与」でないことが明らかとなった。

③、23頁

「三井がダイヤハイツの鍵をくれと云って来て渡す」 渡真利からTELで、三井がドアの合鍵をくれ云うてるからと、云ってきていた。TELの後、マンションへ来て、（？）TEL中であったが、渡真利がリビングにある台の引き出しを開けたりして、鍵の束を見て、その中の鍵を取り出し、茶の封筒に入れて、封印して出て行った。

*平成13年8月1日、渡真利が仲介業者の田中徹に手渡した偽物の玄関の鍵の件

④、23～24頁

「三井とマンション前でニアミスに」 渡真利からのTELで、今、会長どこでつかと、問うたため、マンションやと答えると、たった今、三井から、マンション前やと云い、合鍵が開かん。鍵を取り替えに来たが、と云っていて、渡真利が三井に中止して帰るように云ったとの事で、三井は組長にに会いたいとも云っていたが、三井には、引き返す様、云っておいたが、と云うので、今、山から戻ったが、マンションでは、いつも階段を使う為、三井はエレベータで入れ違いになった様子。

*渡真利は、お客が部屋の中にいるので、入れば大変なことになると、田中徹や三井環に語ったが、それが渡真利のウソであることが判明した。

⑤、37頁

大塚次席へと、先方へ口走りながら、TELをしていて、今から行くと告げていたが、TELを切った後も、いそ々と立ったまま、3時に福島へ行かなければあかんと口走って、先に事務所を出て行った。続いて4人（亀谷直人、渡真利忠光、知人、京都の公家）も出て、エレベータで、荒川も一緒になる

*平成14年1月30日、亀谷直人ら4人が荒川（元大阪高検検事長）弁護士事務所を訪ね、荒川は4人の目の前で、大阪高検大塚次席検事に電話し、亀谷直人らから受け取った「怪文書」を、その日のうちに、福島にある大阪高検を訪ね、大塚次席検事に手渡した。

⑥、38頁

渡真利には、前後すると思うが、三井の当時、住んで居ると云う西宮のマンションの場所を教える様にと、問い、組員には、鉄パイプで、三井の足腰をヘシ折って来いと、一応、告げて、用意しておいた。渡真利にも、三井の足腰をヘシ折ったると、場所を教えと、云っていた。

⑦、47頁

出頭時と同様に、返答していたが、野口が突っ込んだ共謀性を問う為、渡真利からは、事後報告が多かったので、野口が問うのは、渡真利にも違法やないかと指摘した事らで、意に反していた質問の為、野口には、一ツツ、問われたら、二人の物事は、事後報告としか云えんと返答すると、野口がそんな事ないやると、声を荒げた為、再度、同様の事を繰り返すと、野口と書記官までも、声を荒げており、2人に対し、同じ事をまくし立てておいた。初日の調べはこれで終る。

⑧、47～50頁

「野口、180度変る」後日も、夕食後、寝ようかと用意をした頃、調べと云い、調べ室へ行く。刑務官がドアを開けると、野口と書記官が立って、野口は両手を机へ付き、頭も机へすり付ける様に下げて居た。調べの始めに、野口がメモを示し、光武（渡真利）さんからの伝言かと、口走り、渡真利の字で、弁護士費用か、保釈金も出させて下さいと記してあり、野口も同様に、伝言の内容を口で足していた。この日から、野口は、会長、々と云い、出迎え時も、部屋を出る折りも、両手を机へ付き、頭もすり付ける様にして居て、書記官も立って礼をしていたが、刑務官が、その光景を見ていて、帰りの道中で、あの検事さんは、頭が低いですねと、口走っていた。

50頁

2人の調書(渡真利供述と田中徹)に合わしといてくれと、調書をとらした。

*野口副検事は、脅したり、なだめたりして、「共謀性」の虚偽の調書を作成した。大仲主任検事と大島検事と二人で、亀谷直人の証人テストを実施した。平成15年4月24日、同年6月6日、同年同月19日、同年同月27日、同年同月28日、同年7月2日、同年同月3日、同年同月13日、同年同月14日、証人テストを実施した結果、野口副検事が作成した「共謀性」の虚偽調書を亀谷直人は証言で維持した。

⑨、48頁

「谷弁護士が接見に来る」 2-3日後、初対面の谷弁護士が来て、谷曰く、光武（渡真利）が入れたと云い、俺は、こまかい事をごちゃ々云うのは、嫌いなんやと、声高に口走りながら、他の弁護士は入れんといてくれと、釘を差した様に、云っていた。

*高田特捜部長と同期の、ヤメ検谷弁護士が画策して、他の弁護士を入れんといてくれと云って、渡真利忠光の贈収賄事件を即日、結審し、既成事実を作り上げた

⑩、51頁

「三井が競売妨害で訴えていた」野口が、三井は亀谷を競売妨害で訴えているので、それを切らなあかん

*「共謀性」は、亀谷直人の利益のために、共謀したと、特捜部は、虚構のストーリーを構築したが、三井環が勾留中の平成14年4月末頃に、亀谷直人を大阪地検に競売妨害で告訴した。そのため、特捜部は競売妨害を切らないと、亀谷直人の利益のためという「共謀性」の論理が真逆となり、成立しなくなる。

⑪、53頁

今回は、OB(検察)が資金を出し合っているんだよと、云い、俺(谷弁護士)が窓口になっていると口走っていた。

* 亀谷直人の弁護士費用を検察OBが出し合って工面した。検察は検察OBを使ってここまでやるのである。

⑫、58頁(グランドカーム事件)

2度めのデートクラブでは、クラブも潰れていて、デート嬢も死んで居て、それを大坪が仕立て上げ、店の風景をビデオを撮って来て、渡真利に繰り返し復習させ、捏造しながら、大坪は、特捜は何でも可能やと、口走っていた。

* グランドカーム事件は、大坪弘道検事が渡真利を利用して、架空の事実を捏造したことがこの手紙の内容で明らかとなった。特捜部はその事件さえも起訴した。渡真利の虚偽の供述しか証拠はなかった。

公判になって、渡真利忠光の運転日報が発見された。それによると、三井環をグランドカームで接待した時間帯には、渡真利忠光は神戸の三宮の弁護士事務所へ行き、その後、兵庫警察署で、知人の差し入れをした事実が明らかとなった。この事件は無罪。

⑬、64頁

亀谷直人がこの三井環宛に出した手紙の作成日は、平成23年10月2日

⑭ * 特捜事件は、毎朝、高田特捜部長、大仲主任検事、大坪弘道検事、野口副検事ら、三井環事件の捜査をする検事が集合して、取り調べ内容等の協議をし、情報を共有するのが特捜事件である。通常の事件は、検事一人が捜査するのが常である。

すなわち、特捜部は、「共謀性」の虚構のストーリーを作り上げて、贈収賄事件は私的接待であるのに、それを職務に関する接待だとスリカエさせるために共有認識を持った。すなわち、三井環にそもそも犯罪性がないのに、犯罪であると、特捜部はでっちあげた。

大坪弘道検事が、週刊朝日(甲第40号証)の取材に応じ、記事化した。「三井環事件のウラを語れば、2-3人のクビが飛ぶ」と言ったのは、上記の「共謀性」、「個人的な私的接待であるのに、職務に関する接待であると、犯罪性を認定し、贈収賄事件などをでっちあげた。そのでっちあげについては、全員が共有していた。犯罪でもないのに、犯罪性があるとしたことが世間に知られれば、共有した関係検事のクビが飛ぶという意味である。

グランドカーム事件も全く同じで、渡真利の虚偽供述しかなく、何の裏付けもないのに、通常は、こんな裏付けもない事件は起訴しない。そうであるのに、昼間、デート嬢と接待したことになるれば、三井環の裏金問題の発言の信用性が全くなくなる。そのために、でっちあげ起訴した。

グランドカーム事件は、記者に対する高田特捜部長のレクチャーにより、歴史上、類をみない大犯罪であると、大々的に報道された。

架空の事実であるのに、三井環は著しく信用を毀損された。ここまで検察はやるのである。